

各 位

平成18年6月6日

会社名 ダイコク電機株式会社 代表者名 代表取締役社長 栢森雅勝 (コード番号 6430 東証・名証第一部) 問合せ先 取締役総務センタ長 伊藤茂年 TEL(0568)88-7111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年6月6日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第33期定時株主総会において下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

当社の業務範囲の拡大に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

株主の皆様への周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため、「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、現行定款第4条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります(変更案第5条)。また、併せて電子公告ができないときの公告方法も定めるものであります。「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化、その他会社法に対応して所要の変更をおこなうものであります。

会社法に対応し、単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第 9 条の規定を 新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、株主の皆さまによる株主総会参考書類等へのアクセスを容易にするために、株主総会等のインターネット開示をおこなえるよう、変更案第 15 条の規定を新設するものであります。

会社法の規定により、議決権を有する株主代理人の数を定めることが可能になったため、それを定めるものであります(変更案第17条)。

会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることにともない、機動的な取締役会の運営をはかるため、変更案第24条の規定を新設するものであります。

厳しい経営環境のもとでも、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を充分に 発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を限定する旨、変更案第 27 条及び変更案第 34 条に関 する規定を新設するものであります。なお、変更案第 27 条の責任免除及び責任限定に関する規定 の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

剰余金の処分、配当の決定を取締役会の権限とすることが可能となることにともない、財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、変更案第36条の規定を新設するものであります。 上記変更にともない、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更をおこなうものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日) 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

(下線は変更部分を示します。)

_	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変 更 案
第1章 総 則	 第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす	1 '
3.	(3.10.2.7)
(1) マイクロコンピュータ応用電気機械器具	(1) (現行通り)
及びその部品の開発、製造、販売	
(2) 医療機械器具の販売	(2) (現行通り)
(3) 計量器具の販売	(3) (現行通り)
(4) コンピュータとその関連機器に関するハ	(4) (現行通り)
ードウエア及びソフトウエアの開発・製造な	
らびに販売・賃貸	
(5) マルチメディア関連機器の研究・開発・販	(5) (現行通り)
売	
(6) 前各号に附帯または関連する物品の輸出	(6) (現行通り)
入業	
(7) マルチメディア関連情報サービスの提供	(7) (現行通り)
(8) 情報処理に関するコンサルティング業務	(8) (現行通り)
(9) 情報提供・処理サービス業、電気通信事業、	(9) (現行通り)
有線放送事業及び一般放送事業	
(新設)	(10) <u>不動産の売買及び賃貸</u>
<u>(10)</u> 前各号に附帯する一切の業務	<u>(11)</u> 前各号に附帯する一切の業務
	(機 関)
	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、
	次の機関を置く。
(新 設)	
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第 <u>4</u> 条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載す</u>	第 <u>5</u> 条 当会社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とする。</u>
<u> </u>	但し、事故その他のやむを得ない事由によ
	って電子公告による公告をすることができ
	<u>ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う</u> 。
<u> </u>	ᄷᄼᆇ
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行 <u>する</u> 株式 <u>の</u> 総数)	(発行 <u>可能</u> 株式総数) 第6条 半会社の発行可能性式総数は 66.747.000
	第 <u>6</u> 条 当会社の発行 <u>可能</u> 株式総数は、66,747,000
株とする。	株とする。
(新 設)	 (株券の発行)
(39) ax)	<u> (株分の光1) </u> 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
	<u> </u>
 (自己株式の取得)	
<u>、自し体式の取得 /</u> 第 6 条 当会社は、商法第211条 / 3 第 1 項第 2 号の	
規定により、取締役会の決議をもって自己	1
株式を買受けることができる。	(133 150/)
PHONE EXAMPLE 2011	

現 行 定 款 案

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条

当会社は、1単元の株式の数に満たない株 式(以下単元未満株式という)に係わる株 券を発行しない。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

当会社の1単元の株式の数は、100株とす第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。

(新 設)

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。 は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を <u>する権利</u>
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当て及び募集新株予約権の割当でを受ける 権利

(基準日)

<u>第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿</u> に記載又は記録された議決権を有する株主 をもって、その決算期に関する定時株主総 会において権利を行使すべき株主とする。 本定款に定めのある場合のほか、必要があ るときは、取締役会の決議によりあらかじ め公告して、臨時に基準日を定めることが できる。

(削除)

(名義書換代理人)

当会社は、株式につき名義書換代理人を置第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第<u>9</u>条

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定する。

当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は 名義書換代理人の事務取扱場所に備え置 き、株式の名義書換、単元未満株式の買取 り、その他株式に関する事務は、これを名 義書換代理人に取扱わせ、当会社において は取扱わない。

(株主名簿管理人)

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定める。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む 以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失 登録簿の作成ならびに備え置き、その他の 株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登 録簿に関する事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

当会社の株券の種類並びに株式の名義書第<u>11</u>条 当会社の株券の種類<u>ならびに</u>株式の名義書 第<u>10</u>条 換、単元未満株式の買取り、その他株式に 関する取扱い及び手数料は、法令又は本定 款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

(株式取扱規程)

換、単元未満株式の買取り、その他株式に 関する取扱い及び手数料は、法令又は本定 款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

現 行 定 変 款 案 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (招 (招 集) 第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の</u>第<u>12</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれ</u> 翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総 を招集し、臨時株主総会は、必要あるとき 会は、必要<u>に応じて</u>招集する。 に随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 (新 設) は、毎年3月31日とする。 (招集権者及び議長) (招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、第14条 (現行通り) 議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供) <u>第15条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総</u> (新 設) 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結 計算書類に記載又は表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示する ことにより、株主に対して提供したものと みなすことができる。 (決議の方法) (決議の方法) 第<u>13</u>条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段第<u>16</u>条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した株主の の定めがある場合を除き、出席した議決権 議決権の過半数<u>で</u>行う。 <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過 商法第343条に定める特別決議は、総株主 半数をもって行う。 の議決権の3分の1以上を有する株主が出 会社法第309条第2項に定める決議は、議決 席し、その議決権の3分の2以上で行う。 <u>権を行使することができる株主</u>の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上<u>をもって</u>行う。 (議決権の代理行使) (議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として、その議決権を行使するこ 1名を代理人として、その議決権を行使す とができる。 ることができる。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を を<u>証する</u>書面を当会社に提出しなければな 証明する書面を当会社に提出しなければな らない。 らない。

(員

数)

第<u>18</u>条 (現行通り)

第4章 取締役及び取締役会

第4章 取締役及び取締役会

第<u>15</u>条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(員

数)

現 行 定 款 変 更 案 (選任の方法) (選任の方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 第19条 (現行通り) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ 分の1以上を有する株主が出席し、その議 とができる株主の議決権の3分の1以上を 決権の過半数で行う。 有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (現行通り) (任 期) (任 期) 第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1年<u>内の最終の決</u>第<u>20</u>条 取締役の任期は、<u>選任</u>後1年<u>以内に終了す</u> 算期に関する定時株主総会の終結の時まで る事業年度のうち最終のものに関する定時 とする。 株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任 増員又は補欠として選任された取締役の任 期は、在任取締役の任期の満了すべき時ま 期は、在任取締役の任期の満了する時まで でとする。 とする。 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役 (新 設) を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることが できる。 (取締役会の招集権者及び議長) (取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合第22条 (現行通り)

を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

3集通知) (取締役会の招集通知)

第<u>19</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで<mark>第23</mark>条 (現行通り) に各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開</u>くことができる。

(取締役会の決議方法)

第<u>20</u>条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席</u>

し、出席した取締役の過半数で行う。

(新 設)

取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開

催することができる。

(削除)

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

	現	行	定	款		変	更	案
	双締役及び			- >1 >44			. 16.1	
<u>第21条</u> — —	<u>する。</u> 取締役会	の決議に 社長、専	より、耳 務取締役	D決議により選任 X締役社長1名、 及、常務取締役各 きる。			(削 除)	
		(新	設)				辞役会におい	<u>、法令又は本定款</u> て定める取締役会
(報 第 <u>22</u> 条	酬) 取締役の める。	報酬は、	株主総会	会の決議に <u>より</u> 定	(報 酬 第 <u>26</u> 条	取締役の報酬 価として当会	会 <u>社から受け</u> ★等」という。	<u>他の職務執行の対</u> ける財産上の利益 <u>,)</u> は、株主総会の
		(新	設)			り、任務を息役であった者法令の限度はって免除は、会り、社外取損とによることが基づく責任の	は 注 注 注 注 注 注 注 に に に に に に に に に に に に に	第1項の規定によ よる取締役(取締 り損害賠償責任を、 締役会の決議によ る。 第1項の規定によ 、任務を怠ったこ 限定する契約を締 だし、当該契約に の万円以上であら 令が規定する額の
(員 第 <u>23</u> 条	数)		:及び監査 :、5名以	役会	(員 第 <u>28</u> 条	第5章 ! 数) (現行通り)	監査役及び監	查役会
(選任 <i>0</i> 第 <u>24</u> 条	監査役は、 監査役の	選任決議 上を有す	態は、 <u>総材</u> ⁻る株主か	1て選任する。 <u>未主</u> の議決権の3 が出席し、その議		(現行通り) 監査役の選信 <u>とができる</u> 校	E決議は、 <u>議</u> k <u>主</u> の議決権 が出席し、そ	<u>決権を行使するこ</u> の3分の1以上を の議決権の過半数
(任 第 <u>25</u> 条	<u>算期</u> に関 とする。 補欠とし	する定時 て選任さ	株主総会 これた監査	4 年 <u>内の最終の決</u> 会の終結の時まで 至役の任期は、退 了 <u>すべき</u> 時までと		る事業年度の 株主総会の終 任期の満了前	<u>つうち最終の</u> S結の時まで 前に退任した : 監査役の任	<u>監査役の</u> 補欠とし 期は、退任した監

	TD	<i>i</i> –		±h					=	
	現	行	定	款			变	更	案	
-)監査役) 監査役は、 <u>る</u> 。	<u>互選</u> に	<u>より</u> 常勤	かの監査役を	: <u>定め</u>)監査役) 監査役 <u>会</u> は、 役を <u>選定する</u>		<u> </u> に <u>よって</u>	_常勤の監査
· —— :-	に各監査役 の必要があ ことができ 監査役全員	が招集通 とい対し あるとき る。 ほの同意	,て発する ∶は、この 気があると	。ただし、)期間を短縮 :きは、招集	緊急 する 真の手	第 <u>32</u> 条	会の招集通知 (現行通り) 監査役全員(の同意があ		
(監査後	続きを経な る。 <u>と会の決議方</u>		査役会を	: <u>開く</u> ことが	でき		続きを経ない できる。	八で監査役	社会を <u>開催</u>	<u>:する</u> ことが
<u>第28条</u>				<u>:別段の定め</u> 半数で行う。				(削除)	1	
(報 第 <u>29</u> 条	酬) 監査役の報 める。	受酬は、	株主総会	の決議に <u>よ</u>	<u>:り</u> 定	(報 酬 第 <u>33</u> 条	<u>等</u>) 監査役の報i <u>て</u> 定める。	酬 <u>等</u> は、#	株主総会の)決議に <u>よっ</u>
		(新	設)				<u>いまれた。</u> り、行きないでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできるできる。 し、できるできるできるできるできる。 は、できるできるできるできるできるできるできるできる。 は、できるできるできるできるできるできるできるできる。 は、できるできるできるできるできるできるできるできるできる。 は、できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	会社法第42 会社法第42 会で会社では 会社とがで 会社と第42 を登りでで きででで を が限度額又に を を を を を を を を を を で を で を で を で を で	による監) の損害期 取締役会 きる。 7条第1項 に、任務 を限定す ただし、 1,00万円 は法令が規	査役(監査 資責任を、 の決議によ の規定によ を怠ったこ る契約を締 当該契約に 以上であら
(<u>営業</u> 年 第 <u>30</u> 条	度)	<u>業</u> 年度			月1日	(<u>事業</u> 年 第 <u>35</u> 条			毎年4月	日から翌年
		(新	設)				<u>会の配当等の?</u> <u>当会社は、東</u> 第1項各号に 別段の定めの 議によらず耳	余金の配 定める事!)ある場合	当等、会 頁について を除き、 た	は、法令に 株主総会の決
(<u>利益配</u> 第 <u>31</u> 条	利益配当金	【又は記		1 <u>日の最終の</u> :株主又は登		第 <u>37</u> 条	<u>会の配当の基準</u> 当会社の期 日とする。		<u>準日は、</u>	毎年 3 月31
	1年日に又か	<u>、)。</u> (新 (新				- -	当会社の中 日とする。 前二項のほ 当をすること	か、基準日	を定めて	

	現	行	定	款			变	更	案	
<u>(中間</u> 第32条		亚公	し合っさ	¥!- ⊦!1	怎 怎么					
<u> </u>	当会社は、 月30日の れた株主	最終の株	主名簿に	記載又は	は記録さ			(削除))	
(配当会	<u>当を行う</u> 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		<u>きる。</u>			(配当会	金の除斥期間	∄ /		
第 <u>33</u> 条	利益配当: 日から満 いときは、 ものとする	金 <u>又は中</u> 3 年を経 当会社	過しても	なお受令	頁されな	第 <u>38</u> 条	<u>配当財産が</u> 始の日から	<u>が金銭である</u> 満3年を経	過しても	<u>その</u> 支払開 なお受領さ 義務を免れ

ı